

大阪市水道事業管理規程第28号

大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																																
（特定任期付企業職員の給料月額） 第2条 条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された大阪市水道局企業職員（以下「特定任期付企業職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>342,800円</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>387,300円</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>431,400円</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>489,300円</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>568,500円</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>664,300円</u></td></tr> <tr><td>7</td><td><u>776,200円</u></td></tr> </tbody> </table> [2・3 略] （期末手当等） 第5条 特定任期付企業職員に対する給与規程第28条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同項中「定める額」とあるのは「定める額（大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第	号給	給料月額	1	<u>342,800円</u>	2	<u>387,300円</u>	3	<u>431,400円</u>	4	<u>489,300円</u>	5	<u>568,500円</u>	6	<u>664,300円</u>	7	<u>776,200円</u>	（特定任期付企業職員の給料月額） 第2条 [同左] <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>339,000円</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>383,000円</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>426,600円</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>483,900円</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>562,200円</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>656,900円</u></td></tr> <tr><td>7</td><td><u>767,600円</u></td></tr> </tbody> </table> [2・3 同左] （期末手当等） 第5条 特定任期付企業職員に対する給与規程第28条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同項中「定める額」とあるのは「定める額（大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年大阪市水道事業管理規程第	号給	給料月額	1	<u>339,000円</u>	2	<u>383,000円</u>	3	<u>426,600円</u>	4	<u>483,900円</u>	5	<u>562,200円</u>	6	<u>656,900円</u>	7	<u>767,600円</u>
号給	給料月額																																
1	<u>342,800円</u>																																
2	<u>387,300円</u>																																
3	<u>431,400円</u>																																
4	<u>489,300円</u>																																
5	<u>568,500円</u>																																
6	<u>664,300円</u>																																
7	<u>776,200円</u>																																
号給	給料月額																																
1	<u>339,000円</u>																																
2	<u>383,000円</u>																																
3	<u>426,600円</u>																																
4	<u>483,900円</u>																																
5	<u>562,200円</u>																																
6	<u>656,900円</u>																																
7	<u>767,600円</u>																																

7号) 第2条第1項の給料表の適用を受ける職員にあつては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して別に管理規程で定める額)」とする。 [2 略]	7号) 第2条第1項の給料表の適用を受ける職員にあつては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して別に管理規程で定める額)」とする。 [2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、令和6年12月1日から施行する。
- この規程(第2条第1項の改正規定に限る。次項において同じ。)による改正後の大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、令和6年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(給与の内払)

- この規程による改正前の大阪市水道局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の規定に基づいて適用日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- この附則に定めるもののほか、この規程の施行に伴う清算その他必要な事項は、大阪市水道局長が定める。

(令和6年11月29日揭示済)